
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 535 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）において、オプションの開示、ステップ 4 の振返り及び金融商品会計基準等の体系の再提案及び今後の審議の進め方（ステップ 6）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（オプションの開示に関する意見）

2. 資料第 23 項のオプションの開示に関する事務局提案に同意する。
3. 貸付金が事業目的に照らして重要である企業が資料第 23 項(2)に記載されているオプションを採用した場合に会計方針に関する事項として注記を求めることについて、財務諸表利用者の観点からは、オプションが重要である企業が確実にその採用について開示することを促進するものであると考えられるため、事務局提案に賛同する。
4. 資料第 23 項(2)の注記について、信用リスクに関する注記の一部として開示することが良いか検討して頂きたい。
5. 企業が原則的な方法を採用した場合には会計方針の注記を求める必要性は必ずしもないと考えられるため、オプションを採用した場合にのみ会計方針の注記を求める方向で明確化することが必要と考える。
6. 貸付金に関する手数料や市場リスクの定量的な情報の注記について、財務諸表利用者のニーズを踏まえつつも、財務諸表作成者の負担も考慮し、必要以上に詳細な開示を求めないように今後検討して頂きたい。

（ステップ 4 の振返りに関する意見）

7. ステップ 4 に関するこれまでの審議の振返り及び今後の進め方について、全体として異論はない。
8. ローン・コミットメントについて、バーゼル規制の設定値を活用する等のデータが整備

されるまでの間の経過的な取扱いを示す必要があると考える。また、デフォルトのサンプルをこれから蓄積する場合、直近の経済環境ではデフォルト率は相当低い水準となっているため、保守性の観点も含めて考える必要がある。

(金融商品会計基準等の体系の再提案及び今後の審議の進め方(ステップ6)に関する意見)

9. 減損及び開示に係る金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方に同意する。
10. 分類及び測定に関連する論点についても、実効金利法の論点など整理が可能な論点から検討を進めて頂きたい。
11. ステップ4のオプションから原則的な方法への会計方針の変更は可能であるものの、原則的な方法からステップ4のオプションへの会計方針の変更はハードルが高いと認識している。この点を踏まえ、資料第10項における「代替的な取扱い」のより適切な名称は、序列を理解できるような名称となるように検討して頂きたい。
12. 当初ステップ4のオプションを採用していた企業が、重要性が増したことまたは実務的な対応が可能となったことを理由にステップ2の取扱いへ会計方針を変更することは認められるべきであると考え、会計基準がその障害とならないことが望ましい。
13. 資料第13項の減損に係る今後の審議の進め方について、(6)の補足文書の内容の検討を(2)から(4)の適用指針に記載する内容の検討と並行して行うことができると、適用指針及び補足文書の記載の水準をより判断しやすくなるを考える。このため、可能な範囲で(6)の補足文書の内容の検討を(2)から(4)の適用指針に記載する内容の検討と併せて行うことを念頭に置いて頂きたい。
14. 開示目的を定めるアプローチについては、財務諸表利用者の中にはこのアプローチでは開示漏れが生じる可能性があることを懸念する意見がある。この点、開示目的に関する補足文書を示す等、事務局で対応を検討しているか確認したい。

以 上